

「成田空港の更なる機能強化」にかかる 航空法の変更許可申請について

成田国際空港株式会社（NAA）は、成田空港の発着回数を現状の約2倍となる50万回まで拡大することができる第3滑走路の新設・B滑走路の延伸等といった「成田空港の更なる機能強化」について、昨年3月の四者協議会合意以降、1日でも早い事業着手を目指し、航空法の変更許可申請に先立ち必要な環境アセスメント・地権者の同意書の収集等の手続きを進めて参りました。

また、11月5日に国土交通省が成田国際空港株式会社法第3条第1項に規定する基本計画を改定したことを踏まえ、本日、「成田空港の更なる機能強化」について、航空法に基づく空港等の変更許可申請等を国土交通大臣あてに行いましたので、お知らせいたします。

「成田空港の更なる機能強化」は、我が国及び首都圏の国際競争力の強化、観光先進国の実現、地域の発展のために必要不可欠な施策であることから、この整備を通じて、地域と空港の共生共栄を実現できるように、精一杯努力して参ります。

変更許可申請の主な内容につきましては、別紙をご覧ください。

変更許可申請の主な内容

【航空法第 43 条第2項において準用する
同法第38条第2項に基づく空港等の変更許可申請】

○変更しようとする事項【別図参照】

(1)滑走路の新設

1)滑走路 B の延伸

長さ：1,000m延伸（延伸後の滑走路長3,500m）

幅　：60m

2)滑走路 C の新設

長さ：3,500m

幅　：45m

(2)空港等の敷地面積

2,297ha（現況：1,198ha）【1,099haの拡大】

(3)誘導路の新設

長さ：7,471m

幅　：23m

○工事の着手及び完成の予定期日

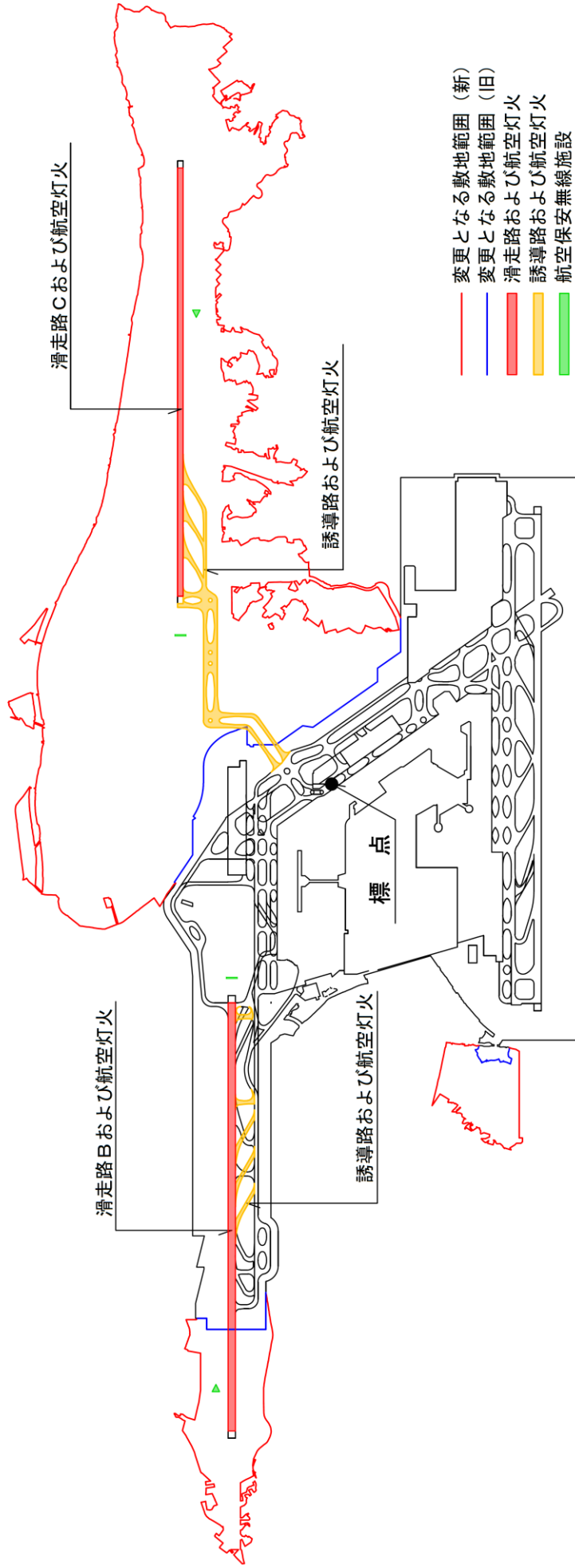
(1)着手の予定期日

変更の許可を受けた後、速やかに着手予定

(2)完成の予定期日

令和11【西暦2029】年3月31日

- なお、上記申請に加え、以下の申請等も併せて行いました。
 - ・【航空法第43条第2項において準用する同法第38条第2項に基づく航空灯火の変更許可申請】
 - ・【航空法第38条第2項に基づく航空保安無線施設の設置許可申請】
 - ・【航空法施行規則第238条に基づく航空保安無線施設の変更（廃止）の届出】



- 変更となる敷地範囲 (新)
- 変更となる敷地範囲 (旧)
- 滑走路および航空灯火
- 誘導路および航空灯火
- 航空保安無線施設

○参考：今後の首都圏空港の機能強化に関する取り組み方針

- 首都圏空港技術検討小委員会による中間とりまとめの公表をうけ、四者協議会においては、「B滑走路の延伸」、「C滑走路の増設」、「夜間飛行制限の緩和」の3つの方策について、成田空港の国際競争力の確保と地域の生活環境の保全の両立を図る観点から関係者と共に検討を進めてきた。
- 四者協議会による結論により、首都圏空港が目指す発着容量100万回のうち、成田空港が50万回の発着容量を担うこととなる。

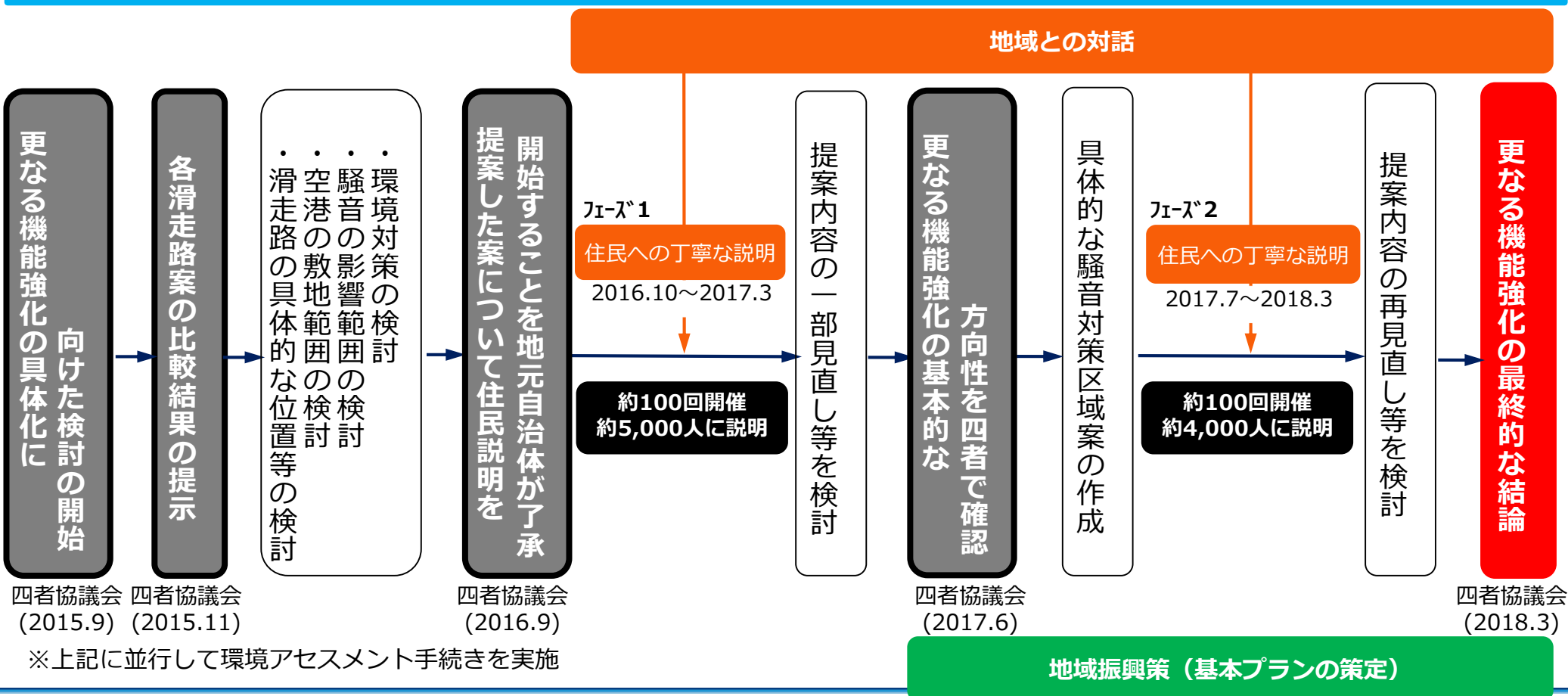
首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間とりまとめ(平成26年7月)をふまえた

今後の首都圏空港の機能強化に関する取組方針について

	■ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに実現し得る主な技術的な方策	■ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会以降の技術的な方策
羽田空港	<p>【現状：約45万回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滑走路処理能力の再検証 ・滑走路運用・飛行経路の見直し <p>⇒ 計+約4万回</p>	<p>(・滑走路の増設)</p>
成田空港	<p>【現状：約30万回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管制機能の高度化 ⇒ 年間+約2万回 ・高速離脱誘導路の整備 ⇒ 年間+約2万回 ・夜間飛行制限の緩和(当面) ⇒ A滑走路で先行実施(6:00~23:00⇒6:00~0:00) <p>⇒ 計+約4万回</p>	<p>今回の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存滑走路の延長 (B滑走路の延伸) ・滑走路の増設 (C滑走路の増設) ⇒ 年間+約16万回 ・夜間飛行制限の緩和 ⇒ 5:00~0:30 (スライド運用により飛行経路下の静穏時間は7時間確保) <p>⇒ 計+約16万回</p>
	<p>合計 約83万回 (年間75万回+約8万回)【1日+約100便】</p>	<p>合計 約100万回 (年間約83万回+約16万回)【1日+約200便】</p>

○参考：これまでの経緯

- 成田空港の更なる機能強化については、地域の生活環境に与える影響が大きいことから、周辺地域に広く情報発信した上で、検討の進捗状況に応じて意見を伺うなど、周辺地域住民に丁寧な説明を行いながら関係者と共に検討を深めてきた。
- 特に2016年9月の四者協議会における具体的な方策の提案以降、2回のフェーズで計200回以上の住民説明会等を開催し、延べ1万人に近い地域住民の皆様へ、機能強化の必要性、環境対策等について丁寧に説明すると共に、頂いた意見を踏まえて成田空港の国際競争力の確保と地域住民の生活環境の保全の両立を図る観点で見直しを行うなど、成田空港の更なる機能強化について地域の理解・協力が得られるように関係者と共に出来る限りの努力をしてきた。



○参考：更なる機能強化の今後のスケジュール（イメージ）

- 航空法の変更許可後は、更なる機能強化の事業着手や環境対策等を進めていくこととなる。

